

児童扶養手当支給事務指導監査実施状況(東海北陸厚生局)

1 実地指導監査の状況 (監査対象自治体数:6県118市)

平成29年度の実地指導監査は、1県13市を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1)指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	0	0
2. 関係機関等との連携の状況	0	0	0
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び 保管状況	0	0	0
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	0	0
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	2	2	4
(1) 認定請求書受理の状況	1	0	1
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領 及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成 指導の状況	0	0	0
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	0	0
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	2	2
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	1	0	1

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	0	0	0
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得についての確認(課税台帳等との照合)の状況	0	0	0
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
7. 現況届の処理状況	7	4	11
(1) 現況届受理の状況	1	0	1
(2) 課税台帳等の照合の状況	4	3	7
(3) 審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	1	1	2
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	0	0
(7) その他	1	0	1
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	0	0	0
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	0	0
(3) 審査・決裁の状況	0	0	0
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	0	0
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	0	0
(2) 審査及び提出の状況	0	0	0
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
10. その他	0	0	0
合 計	9	6	15

(2) 指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○障害認定医の委嘱	(指摘事項なし)
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	(指摘事項なし)
3. 広報の状況	
○広報の充実	(指摘事項なし)
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○受付処理簿の整備	(指摘事項なし)
5. 認定請求書受理の状況	
○受理時における添付書類の整備	・認定請求書の受理時に必要とする書類(事実婚解消等調書)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
○公的年金受給資格の確認	・公的年金について、受給資格の有無を確認していない事例があったので、受給資格の確認を確実にすること。
○公的年金調書の記入	・認定請求時の公的年金調書において、氏名以外が未記入となっている事例があったので、必ず公的年金受給資格について聴き取りを行った上で記入すること。
○額改定請求書の受理事務	・額改定請求書の受理時に必要とする書類(本人の申立書、民生委員・児童委員等の証明)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	(指摘事項なし)

7. 現況届の処理状況	
○受理時の添付書類の整備	・現況届の受理時に必要とする書類(別居監護を事由とする事例における学校長、寄宿舎の長、民生委員・児童委員等の証明)が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
○所得の額(養育費)の確認	・現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、受給者が離婚前に受け取った養育費の額を所得としてそのまま計上している事例が見受けられたが、所得の額に計上する養育費の額は離婚後に受け取ったものが対象になることから、申告の内容に誤りがないか十分審査した上で所得額に算入すること。
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	(指摘事項なし)
○未提出者に係る事務処理	・現況届未提出者の時効処理において、「児童扶養手当現況届提出命令書」を发出しないまま職権で資格喪失処理を行っていたので、配達記録が残る方法により当該提出命令書を发出した後に資格喪失処理を行うこと。 ・現況届未提出者に対する「児童扶養手当現況届提出命令書」は、配達記録が残る方法により送付すること。
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況	(指摘事項なし)
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届に係る事務処理	(指摘事項なし)
○資格喪失日の取扱いについて	(指摘事項なし)
10. その他	
○公的年金の受給による支給制限に係る事務処理について	(指摘事項なし)
○住所変更届	(指摘事項なし)